

一般社団法人全国医学部長病院長会議 会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国医学部長病院長会議（以下「法人」という。）定款第7条に基づき、会費について定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 会費の額は、1 大学年120万円とする。

(会費の納入)

第3条 前条の会費は、4月1日から3月31日までを1年度分とし、法人の指定する方法で、毎年7月31日までに納入しなければならない。

附 則

この規程は、平成28年5月27日より施行する。

(但し、平成29年4月1日より適用)

附 則

この規程は、令和4年5月27日より施行する。

(但し、令和4年4月1日より適用)